令和６年１月２３日（火）全日本不動産協会宮城県本部
第４回法定研修会資料

# 法務局の遺言書保管制度について

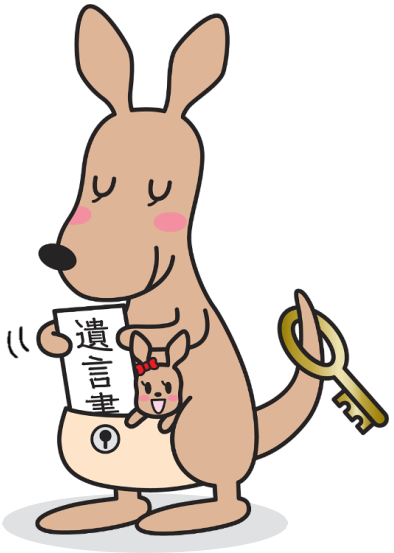


遺言書ほかんガルー

仙台法務局民事行政部供託課
遺言書保管官　米内純代

## くらしの中の法務局

出生…戸籍事務
子どもに関する人権問題
…人権擁護事務
婚姻…戸籍事務
賃料トラブル…供託事務
会社を経営（設立・役員就任）
…商業登記
マイホーム購入…不動産登記
資金調達…動産・債権譲渡登記
後見開始…成年後見登記
電子商取引…電子認証
終活…遺言書保管
高齢者や障がいのある人に
関する人権問題
…人権擁護事務
死亡…戸籍事務
相続…不動産登記
法務局
市役所
法務局
市役所
法務局

# 項　目

遺言という制度があるし、法務局に、自分の書いた遺言書を預けられるんだって！
私もこれを機会に、書いてみよう！

1．はじめに
2．遺言とは
3．自筆証書遺言書保管制度とは
4．遺言者における保管申請の手続
5．遺言者死亡後の相続人等の手続
6．さいごに伝えたいこと

# １．はじめに

## (1) 相続の順位について

★配偶者は常に相続人となる。

★子→父母→祖父母→兄弟姉妹の順で相続人となる。

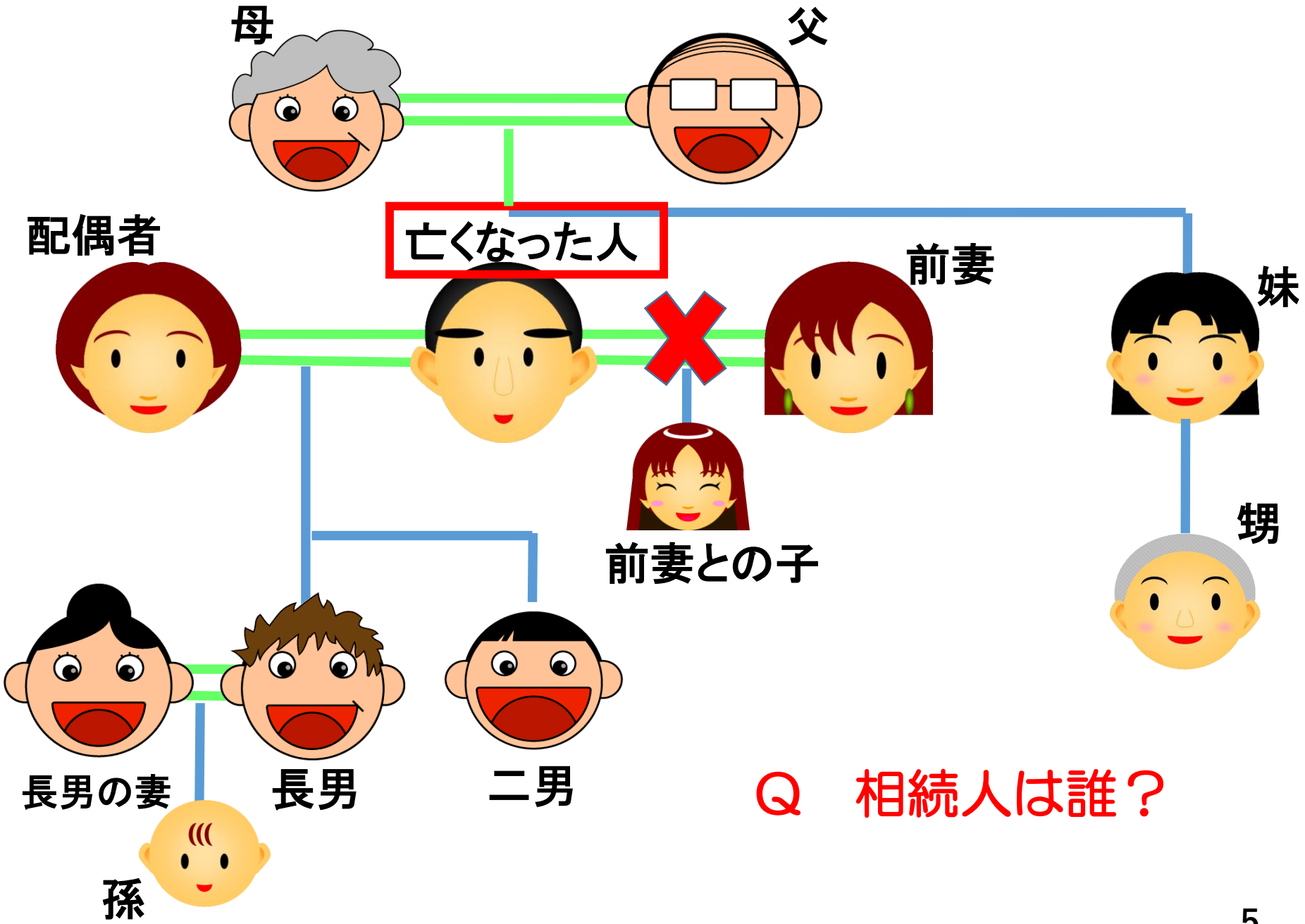


Q　相続人は誰？

**＊民法**
**（法定相続分）**
**第９００条**　同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。
**１**　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各２分の１とする。
**２**　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、３分の２とし、直系尊属の相続分は、３分の１とする。
**３**　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、４分の３とし、兄弟姉妹の相続分は、４分の１とする。
**４**　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１とする。

| **親族状況** | **配偶者** | **子** | **直系尊属（親）** | **兄弟姉妹** |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者と子がいる | １／２ | １／２ | | |
| 配偶者はいるが<br>子がいない | ２／３ | | １／３ | |
| 配偶者はいるが子はなく、直系尊属もいない | ３／４ | | | １／４ |

## (2) 相続と遺贈の違い

「相続」

亡くなった人（被相続人）の遺産を、相続人が引き継ぐこと。

「遺贈（いぞう）」

遺言によって遺産を譲り渡すこと。
譲り渡された人を受遺者（じゅいしゃ）という。
相続人以外も、また、会社などの団体も受遺者になれる。

## (3) 遺言がある場合とない場合の違い

### 遺言があると・・

原則、その内容のとおりに相続手続が進められる。
（例外：遺留分を侵害できないなど）

※遺留分（いりゅうぶん）とは・・

- 法定相続人（兄弟姉妹以外）に最低限保証された遺産の取得分。
- 例えば、遺言で二人の子の一方に遺産の全部を相続させるとしても、もう一方の子には本来の相続分の半分の遺留分がある。

### 遺言がないと・・

残された相続人間で遺産分割協議（被相続人の遺産をどう配分するかの話し合い）を行う。

# 2．遺言とは

## (1) そもそも、遺言とは?

・遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う、遺言者の意思表示です。

**→残された方々に伝える最後のメッセージ**

・世の中では、遺言がないために、相続を巡り親族間で争いの起こることが少なくありません。

　遺言は、自分が築き上げた財産を家族など特定の人へ受け継がせ、相続を巡る争いをあらかじめ防止しようとすることに主たる目的・メリットがあります。

## (1) そもそも、遺言とは?　（つづき）

遺言書保管制度利用者アンケート結果では、
「遺産分割で争いになるのを避けたい」が
制度利用のきっかけの第1位！

## (2) 遺言でできること

・遺産の処分方法（だれに、どの財産を・・）を指定する。
ただし、遺留分を侵害することはできない。
・子を認知する。
・推定相続人を廃除する。
・遺言執行者を指定する。等々

## (3) 遺言の必要性が特に強い場合とは?

- 夫婦の間にこどもがいない場合
- 先妻（夫）との間にこどもがいる場合
- 内縁の妻（夫）の場合
- 長男の妻（嫁）に財産を分けてあげたい場合
- 個人で事業を経営したり、農業をしている場合などは、その事業等の財産的基礎を複数の相続人に分割してしまうと、事業の継続が困難となるような場合
- 相続人ごとに承継させたい財産を指定したい場合
- 相続人が全くいない場合
- 相続人の中に行方不明者がいる

→法定相続分を修正したい場合や、相続人以外に財産を譲りたい場合などに必要性が高い！

## (4) 遺言の方式

### 公正証書遺言

～信頼性の高い方式～

・法律専門家である公証人が証人（２名以上）の立会いのもと作成する。
・遺言の内容について助言してくれる。
・原本は公証役場で厳重に保管される。
・家庭裁判所での検認手続が不要となる。
・公証人が出張して作成できる。

・財産に応じた手数料がかかる。

# 自筆証書遺言（自宅等で保管する場合）

～手軽かつ自由度の高い方式～

- 満１５歳以上。
- 本人が全文を自書。
- 手数料がかからない。

- 相続人に発見されないおそれがある。
- 誰かに改ざんされるおそれがある。
- 紛失、亡失するおそれがある。
- 遺言者の死亡後、家庭裁判所で検認手続が必要となる。

# (5) 公正証書遺言と自筆証書遺言のまとめ

## 公正証書遺言

～信頼性の高い方式～

- 法律の専門家である公証人が証人（２名以上）の立会いのもと作成する。
- 遺言の内容について助言してくれる。
- 原本は公証役場で厳重に保管される。
- 家庭裁判所での検認手続が不要となる。
- 公証人が出張して作成できる。

- 財産に応じた手数料がかかる。

## 自筆証書遺言　自宅等で保管

～手軽かつ自由度の高い方式～

- 満１５歳以上で本人が全文を自書できる場合に作成できる。
- 手数料がかからない。

- 相続人に発見されないおそれがある。
- 誰かに改ざんされるおそれがある。
- 紛失、亡失するおそれがある。
- 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続が必要となる。

法務局の保管制度を利用すると、
- 紛失、改ざん、隠匿等の防止
- 家裁での検認手続が不要

などのメリットがでてきます。

# 3．自筆証書遺言書保管制度とは

## 自筆証書遺言書保管制度とは・・・

①令和2年7月10日創設の、

②自筆で作成した大切な遺言書を、

③3,900円で法務局が保管・管理し、

④相続時に遺言者が指定した相続人などに通知され、

⑤相続手続に使用できる遺言書情報証明書を発行する

制度です。

**制度の推し！**

- 簡単
- 安い
- 安心
- 親切
- 簡単

# ※　制度の全体のイメージ図

遺言者生前

相続開始後

遺言者

①遺言書の作成

②遺言書の保管申請

必要に応じて

③保管した遺言書の閲覧

④遺言書の保管の申請の撤回

⑤住所等の変更の届出

法務局(遺言書保管所)

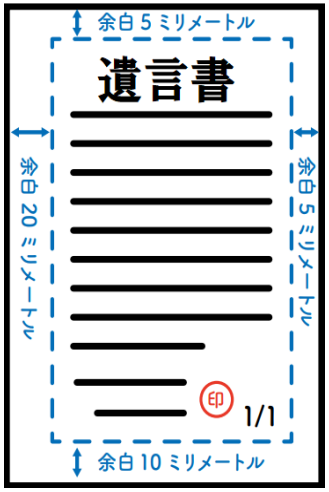


原本保管・画像データ化

⑥遺言書保管事実証明書の交付請求

⑦遺言書の閲覧請求

⑧遺言書情報証明書の交付請求

相続人等

⑨遺言書保管事実証明書の交付

⑩遺言書の閲覧

⑪遺言書情報証明書の交付

⑫関係遺言書保管通知

※相続人等の１人に「⑩遺言書の閲覧」 又は「⑪遺言書情報証明書の交付」がされると、他の相続人等に「⑫関係遺言書保管通知」がされる。

他の 相続人等

※このほか、遺言者の死亡時に、保管申請の際に指定した者に対しての通知がある。

※　この図は仙台法務局のHPにも掲載

# ４．遺言者における保管申請の手続

⑴　遺言書を作成する（ホッチキス止めしない、封筒不要）。

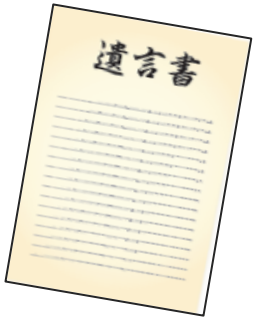


⑵　添付書類を取得する。

⑶　申請書を作成する（パソコン入力又は手書き）。

⑷　本人であることを確認できる書類を準備する。

⑸　申請する遺言書保管所に希望の日時を予約する。

⑹　手数料を用意する（１申請につき3,900円）。

# (1) 遺言書を作成する

- 全文の自書（※財産目録は除く）
- 日付及び氏名の自書
- 押印

このほか

用紙サイズはＡ４版を使用
（彩色等のない用紙）

片面を使用
（裏には何も書かない）

上下左右に余白をもうける
（左20ミリ、上右5ミリ、下10ミリ）

ボールペン等の
消えない筆記用具を使用

ページ数を記載

遺　言　書

遺言者仙台青葉は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、妻仙台法子（昭和○○年○○月○○日生）に相続させる。

（付言事項）
妻の法子には長年にわたり連れ添ってくれたことを、大変感謝しています、最後まで本当に苦労をかけました。・・・・・・・・・・・・。
くれぐれも体には気を付けてください。

令和○○年○○月○○日

住所　宮城県仙台市○○区○○町○○番○○号
仙　台　青　葉　（仙台青葉）

1 ／ 1

※　法務局では、外形的な確認を行います。遺言書の内容については、専門家へ相談してください。

## (2) 添付書類を取得する

次に掲げる事項を証明する書類が必要です

① 遺言者の氏名、出生年月日、住所及び本籍（外国人は国籍）

② 遺言者の戸籍の筆頭者の氏名

③ 遺言書が外国語で記載されているときは翻訳文

上記①及び②は、**本籍及び筆頭者の記載のある住民票**で足ります。

受遺者及び遺言執行者等の氏名、住所等の公的添付書類は必要ありません。

## (3) 申請書を作成する

書き方見本を見ながら作成いただきます（法務省HPにあります。）

## (4) 本人であることを確認できる書類を準備する

以下のいずれかの書類を提示していただきます

◆マイナンバーカード◆運転免許証◆運転履歴証明書

◆旅券（氏名及び生年月日の記載のあるもの）等

顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

本人確認のため写真付きの証明書が必須であり、所持していない場合は個人番号カードの取得を推奨します。

※　本人に、直接法務局へお越しいただき、本人確認を行います。

## (5) 申請する遺言書保管所に希望の日時を予約する

① 以下のいずれかが宮城県内にあれば県内どこの法務局（遺言書保管所）でも申請できます。
遺言者の住所地、本籍地、不動産の所在地

② 法務省ＨＰ又は法務局ＨＰの専用予約サービス（インターネット）により予約します（３６５日、２４時間予約可能）。

③ 予約は電話又は窓口で行うこともできます。

※手続完了後、「保管証」を渡します。大切に保管してください。

# ※　宮城県内の遺言書保管所

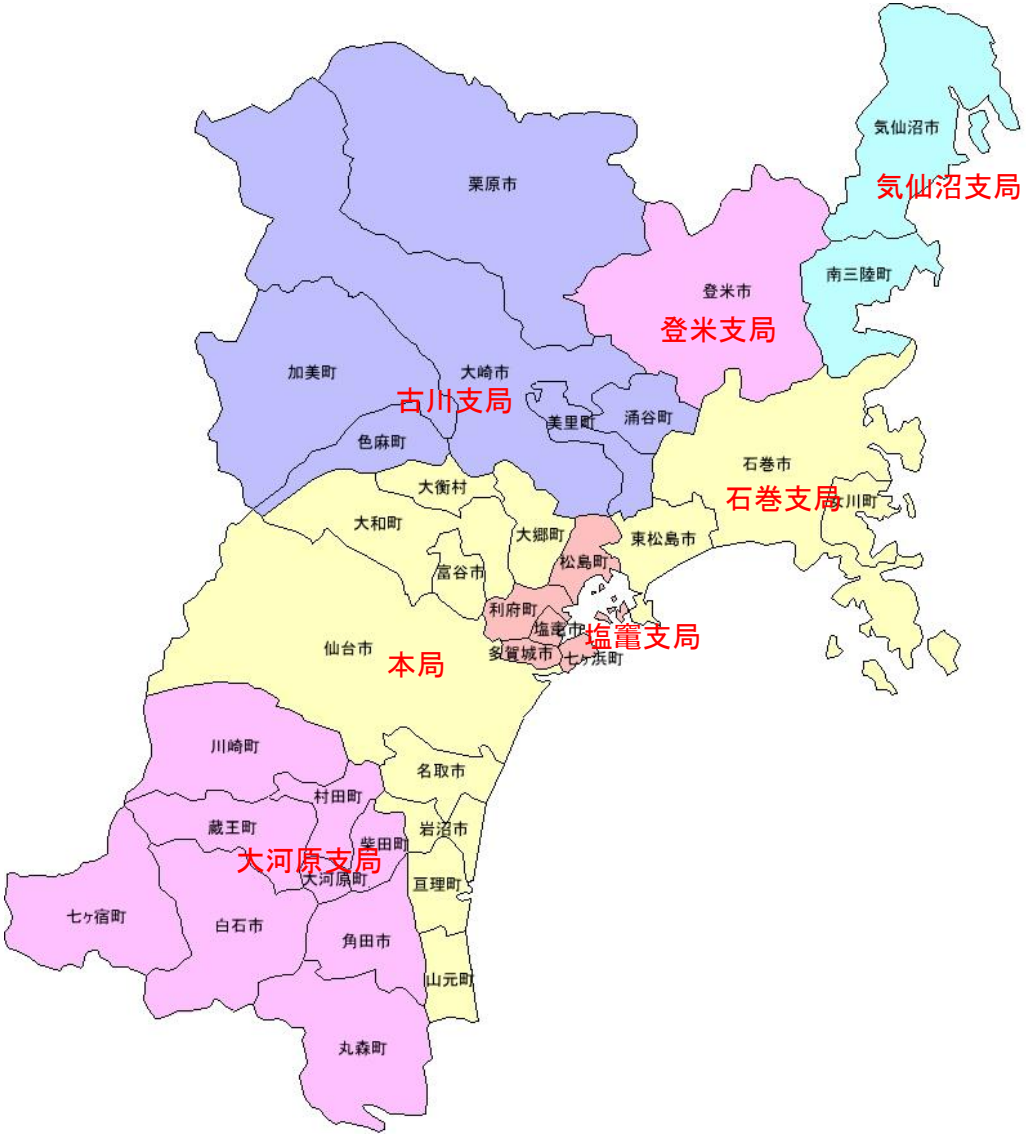


本局（供託課）
　　022-225-5735
塩竈支局
　　022-362-2338
大河原支局
　　0224-52-6053
古川支局
　　0229-22-0510
石巻支局
　　0225-22-6188
登米支局
　　0220-52-2070
気仙沼支局
　　0226-22-6692

# ５．遺言者死亡後の相続人等の手続

## ～遺言書情報証明書（遺言書の写し等）の取得～

⑴　指定者通知や遺言書保管事実証明書などにより、保管の事実を確認する。

※指定者通知：遺言者死亡時に法務局から通知（保管申請時に要申出）

昨年１０月からは、通知する人数が３人まで可能となった。

※保管事実証明：被相続人死亡後に相続人等が法務局に申請

⑵　請求する遺言書保管所を決める。

※どこの遺言書保管所でも請求可

※請求者：相続人、受遺者、遺言執行者等

⑶　請求書を作成する（パソコン入力又は手書き）。

⑷　本人であることを確認できる書類を準備する。

※マイナンバーカード、運転免許証等

## ⑸　添付書類を準備する。

※①遺言者の出生時から死亡時までの戸籍（除籍）謄本、②相続人全員の戸籍謄本（遺言者死亡日以後作成）、③相続人全員の住民票の写し等が必要

※上記に代えて、法定相続情報一覧図の写し（住所記載のもの）でも可

※請求人により異なる場合もあり、詳細は、HP等参照

## ⑹　申請する遺言書保管所に希望の日時を予約する。

※郵送でも請求可能

## ⑺　手数料を用意する（１通につき1,400円）。

※取得後は、証明書を、相続手続に使用できます

※法務局では、証明書発行後、申請者以外の相続人等に通知しています

# ６．さいごに伝えたいこと（まとめ）

　**遺言は、**残された方々に伝える最後のメッセージであり、**相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段**です。

　家族の在り方が多様化していることに伴い、法定相続のルールをそのまま当てはめると実質的な不公平が生じる場合がありますが、そのような場合、遺言によってこれを修正することができます。

　また、自筆証書遺言をお考えの方は、**元気なうちに**、**法務局の自筆証書遺言書保管制度**の利用を是非一度ご検討ください。

# ご静聴ありがとうございました。

法務省のホームページ
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

法務局手続案内予約サービス専用ページ
https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/